

## 法蔵における仏教と政治・社会の関係--『梵網經菩薩戒本疏』を中心として--

駒澤大学 石井公成

廃仏を踏まえて作成されたと推定されている『梵網經』には、第四十七条に代表されるように、仏教を規制することを禁じる条項がいくつか含まれている。ところが、十重四十八輕戒のほとんどの条項について、「通局」「通塞」などの項目を設け、「王力自在」の場合は仕方ないとか、悪人を制するためなら違反にならないと説いて例外を認める法蔵『梵網經菩薩戒本疏』は、こうした仏教規制の禁止についても、例外を認める。

こうした注釈態度は、為政者に近い位置にいた法蔵の妥協的な姿勢を示しているようだが、事態は簡単でない。唐代、とりわけ法蔵を保護した則天武后が権勢をふるった時期は、造寺造仏や亡き父母のための盛大な齋会が過度なまでに流行し、税金逃れのための出家得度や捨宅寺院も非常に多かった。また、他所の仏像その他を盗んできて父母の追善法要をやる者までいたという。

吉川忠夫氏は、「仏は心に在り」という主張が仏教規制を主張する役人たちによって主張されたのは、そうした風潮が背景にあったため、また禅宗が広がり始めていたためと推定された。確かに、「造寺・写経・度僧」の多さを誇る梁武帝に対して、達磨が「無功德」と言い放ったとする禅宗の伝承は、七世後半から八世紀前半頃、ないしその少し後に生まれたと見ると、理解しやすい。また、『梵網經菩薩戒本疏』からは、都の市中で仏像や写経が商売として作成されて販売されていることについて、様子が伝わってくる。

では、菩薩戒を受けた僧尼や在家信者は、どう対処すれば良いのか。仏教に害をなす悪人を取りしめるためという理由なら、菩薩戒を受けた皇帝は仏教を規制して良く、僧尼や在家信者もそれに積極的に協力すべきなのか。悪行の程度は様々であれ、「悪人」の中には僧尼も含まれており、『涅槃經』や『瑜伽論』系の菩薩戒では、悪人を抑止するためには殺人も許容されているが、『梵網經』の菩薩戒を奉じる者は、この問題にどう対処するのか。また、寺院以外での営利目的の仏像や写経の作成・販売については完全に禁止し、すべて寺院が管理すべきなのか。

菩薩戒を説く經典とその解釈は、その当時の社会状況を反映している。今回の発表では、法蔵『梵網經菩薩戒本疏』と他の僧による菩薩戒注釈書を比較検討することにより、弊害も目立っていた唐代仏教の実態、そして仏教と政治・社会の複雑な関わりについて報告したい。

### 【キーワード】

仏教規制、仏は心に在り、仏像売買